

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年9月4日（令和5年（行個）諮問第208号）

答申日：令和6年9月6日（令和6年度（行個）答申第77号）

事件名：特定日受付の本人に係る障害厚生年金に関する書類の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月25日付け厚生労働省発年0525第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

一部開示には不服です。全部開示すべきであり、審査請求申立てます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和5年3月30日付け（同年4月13日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、「平成10年に請求し、決定した「年金」手続きに係わる全ての書類」について、開示請求を行った。

（2）これに対して、処分庁は、令和5年5月25日付け厚生労働省発年0525第1号により一部開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同月29日付け（同年6月5日受付）で、本件審査請求が提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

（1）原処分の妥当性について

ア 「提出された診断書に係る調査結果について、障害基礎・厚生年金について及び診断書作成について（確認調書）」の不開示部分には、審査請求人以外の氏名、署名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されており、開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法７８条１項２号に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当である。

イ 「提出された診断書に係る調査結果について及び障害基礎・厚生年金について」の不開示部分には、開示請求者以外の特定個人から聴取した内容等が記載されており、これらの情報は、社会保険業務センター（当時）が障害基礎・厚生年金の裁定に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には、今後の年金裁定に係る事務において、被聴取者から正確な申述が得られなくなるおそれがあり、年金裁定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項７号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

（２）審査請求人の主張について

審査請求人は、一部開示は不服であり、全部開示すべきであると主張するが、上記（１）のとおり、審査請求人以外の個人に関する情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であって、その権利利益を害するおそれがあり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容は、年金裁定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、審査請求人の主張は失当である。

４ 結論

以上のとおり、本件審査請求について、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 令和５年９月４日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月２９日 | 審査請求人から資料を収受 |
| ④ 令和６年８月９日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同月３０日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法７８条１項２号及び７号柱書きに該当するとして不

開示とする原処分を行った。これに対して審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が平成10年6月18日付け及び7月1日付けの「国民年金・厚生年金保険診断書（肢体の障害用）」を添付して、同年7月10日に申請した「国民年金・厚生年金保険・船員保険障害給付裁定請求書」について、同年8月20日付けで、一旦、障害厚生年金及び障害基礎年金の支給が認められながら、その後、審査請求人が裁定申請書に添付した診断書が、医師が実際に審査請求人に交付した診断書の内容と異なっていることを理由に、取り消された件に関する一連の関係文書に記録された保有個人情報である。

本件対象保有個人情報のうち、原処分で不開示とされているのは、別表の1欄及び2欄に掲げる部分である。

(1) 法78条1項2号該当性について

ア 別表の2欄の通番1、通番2、通番4、通番5、通番7及び通番8の不開示部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分には、各個人に係る氏名、自署、職名、印影等が記載されており、当該部分は、法78条1項2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法78条1項2号ただし書該当性について検討すると、当該部分（下記イを除く。以下アにおいて同じ。）について、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の2欄の通番2の不開示部分のうち、別表の3欄に掲げる部分は、下記（ア）及び（イ）の事情から審査請求人が知り得る情報であると解され、法78条1項2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

（ア）当該不開示部分は、審査請求人から提出された診断書に係る本件調査における質問事項が記録された部分の一部であり、同診断書の作成者の姓及び職名が記載されている。

(イ) 上記２のとおり、審査請求人は、裁定請求書に診断書を添付して請求していることから、自ら提出した診断書に作成者として記載されている者の氏名及び職名を既に承知している。そうすると、原処分で既に開示されている情報等から、当該不開示部分に記録された情報は、審査請求人にとって推認可能であると解される。

(２) 法７８条１項７号柱書き該当性について

別表の２欄の通番３及び通番６の不開示部分には、関係者の発言内容の一部が記載されているところ、提出された文書や原処分で既に開示されている情報をもってしても、当該部分の内容は、審査請求人にとっておのずと推認可能であるとは解されない。

このため、当該部分を審査請求人に開示すると、今後の年金裁定に係る事務において、被聴取者から正確な申述が得られなくなるおそれがあり、年金裁定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明（上記第３の３（１）イ）は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

３ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法７８条１項２号及び７号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表の３欄に掲げる部分を除く部分は、同項２号及び７号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の３欄に掲げる部分は、同項２号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第３部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件対象保有個人情報

平成10年7月10日受付の障害厚生年金に関する書類一式に記録された保有個人情報

別表 不開示情報該当性

1 文書番号 及び文書名		2 不開示部分			3 2 欄のうち 開示すべき部分
		該当部分	法 7 8 条 1 項各号該当 性	通番	
1	個人 X から提出された診断書に係る調査結果について	4 頁 2 (1) に記載されている個人の氏名及び職名	2 号	1	—
		4 頁 3 (1) 及び (2) に記載されている個人の氏名及び職名	2 号	2	4 頁 3 (1) の 1 行目に記載されている個人の氏名及び職名
		4 頁 3 (1) に記載されている個人の発言部分	7 号柱書き	3	—
		5 頁 3 (3) ないし (6) に記載されている個人の氏名及び職名	2 号	4	—
2	個人 X にかかる障害基礎・厚生年金について	6 頁の (理由) 欄に記載されている個人の氏名及び職名	2 号	5	—
		6 頁の (理由) 欄に記載されている個人の氏名及び職名以外の不開示部分	7 号柱書き	6	—
3	診断書作成について (確認調書)	7 頁の下から 1 行目及び 2 行目に記載されている個人の自署及び印影	2 号	7	—
4	国民年金・厚生年金保険診断書 (肢体の障害用)	9 頁及び 11 頁の最後の行に記載されている個人の職名、自署及び印影	2 号	8	—

(注) 1 本表は、原処分決定通知書及び理由説明書を基に、当審査会事務

局において作成した。

- 2 本件対象保有個人情報のうち、不開示部分を含まない資料については、本表への記載を省略している。